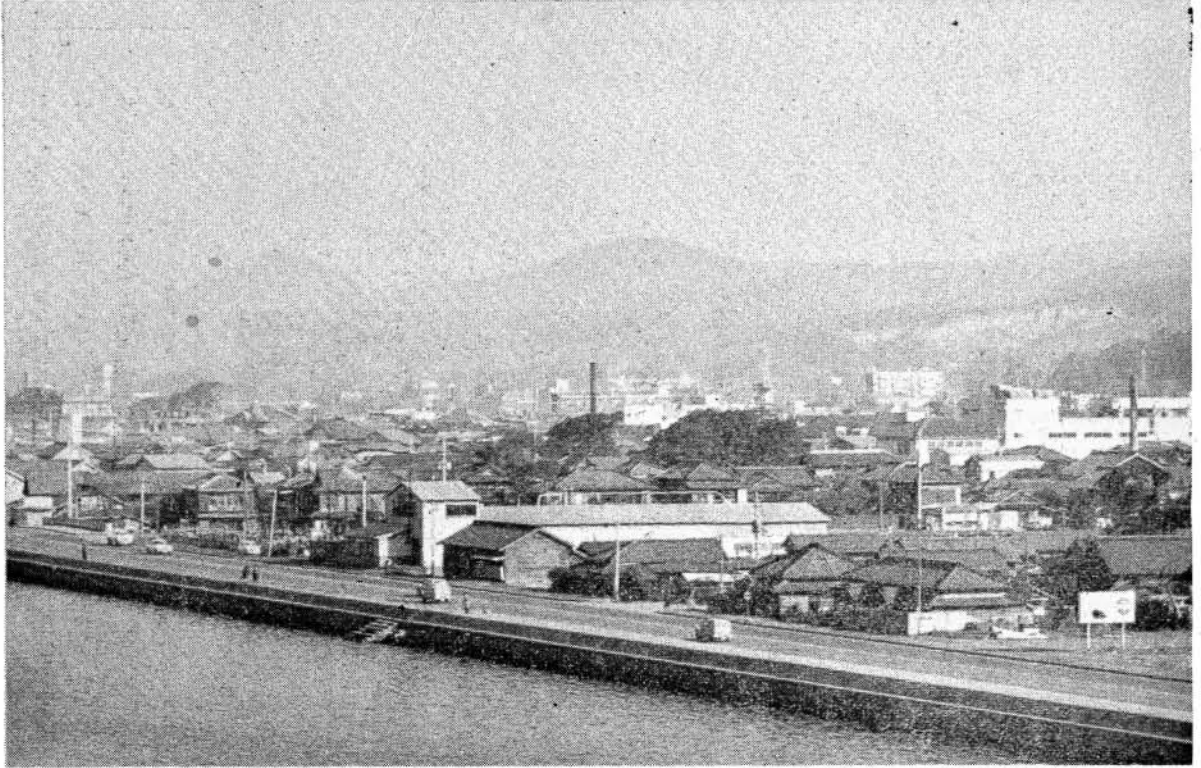


大村市政だより

市民相談室のご案内
市民相談室は、市の行政についての要望苦情意見などのほか身近な民事家庭のことなどについて相談をおうけております。お気軽にご利用ください。

□昭和33年4月22日第三種郵便物認可 □毎月3回1日・10日・20日発行 □定価1部5円
□発行所 大村市役所 □編集人 総務課長 岩永敬之 □印刷所 合同印刷所

郵便番号 856



（ここをとしてください）

市制施行27周年

写真<伸びゆく大村市>
市役所屋上より望遠

2月11日の建国記念の日は、市制を施行して27周年にあたり、市では、この記念式典を2月12日市役所においておこないました。式は、市長式辞、市議会議長の祝辞についで、永年市の発展に協力し市政に功労があつた人たちに感謝状と記念品を市長から贈呈し、また市の職員として永年勤続した人の表彰などをおこないました。

市政功労者

- 田中兵一氏=永年、町総代、保護司、民生委員、公民館長などの要職をつとめ、また郷土物語を発刊し、歴史的事実を記録に残した。
- 喜多正雄氏=大村美術協会長として、市の美術の振興につとめ、市民洋画研究グループを指導育成し、市の文化教育面に貢献した。
- 洪清四郎氏=永年県立多良岳公園野岳湖の管理人として献身的な努力をし、観光事業に貢献した。

- 籠谷キミ氏=助産婦を開業以来永年にわたり母子保健の向上につとめ、家族計画の普及指導員として積極的な企画指導につとめた。
- 久保勝真氏=市の酪農家を統率し、酪農改善事業、畜産主産地形成事業、農業構造改善事業に献身的な努力をした。

大村市が市制を施行したのは、昭和十七年二月十一日です。昭和二十七年にあたり、満二十七年にあたり、全国で百八十八番目、島原、諫早についで五番目にできた市です。現在の大村市は積極的な企業誘致にのりだし、すでに火力発電所をはじめ十数社の中小企業の進出によつて操業中のもの、またこんご建設が予定されているものも多数あり、工業都市としての形成も順調にのびております。また観光都市としても、大きくクロイアツツされようとしており、その他住宅都市など、十万人市への飛躍的發展の基礎づくりが大きく伸びつつあります。

実らせよう市民運動

あかるく住みよいまちづくり 国体の成功にも一役

大村市民運動推進協議会では、このほど市民会館において各地区町総代会長、婦人会、公民館をはじめ市内各団体、各層の代表者を集めて、常任委員会を開きました。市民運動によつて、あかるく住み

よいまちづくりと、近づく長崎国体を市民の協力によつて成功させるため、つぎのような市民運動の重点項目と実践活動の浸透方をきめて、これを強力に推進することを申し合わせました。

市民運動重点項目
みどりと花いっぱい運動
道路やまちをきれいにする運動
親切にする運動

市民運動の重点事項については、現在運動が推進されている「県民運動」の十項目の中から、「みどりと花いっぱい運動」「道路やまちをきれいにする運動」「親切にする運動」の三つをとりあげ、市民運動の重点事項として推進することになりました。

この「県民運動」は、何か新しい特別の運動を想像されませんが、そんなむづかしいものではなく、県民みんなが、いつでも、どこでもできる生活運動の一つです。自分たちの力で、自分たちの生活環境をよくし、明るく住みよい社会をつくるために、家庭や地域、職場などの生活の中で自主的におこなわれる活動のことをいいます。

この意味から、長崎国体は県民運動を大きく伸ばす絶好の機会であり、またもりあげた目標として十の項目をきめておきます。



市民運動の実践

活動方針

市民運動の実践活動の方策については、とかく市民の間で無関心がささやかれている大村市の国体への市民運動を普遍的なものとして効果をあげるため、市内各地区ごとに地区推進協議会を開催して、町内への末端浸透をはかるにつぼう、商店、官公署、会社など職場への浸透をおしすすめることになりました。

国体は県民

一人一人が主役

国体は、県民一人一人が主役といわれております。これは、ことばをかえると、わた

くしたちが県民運動を、市民運動を通じて何らかの形で、国体に参加することにほかなりません。この意味からも、

こんご市民全体が積極的な姿勢で市民運動に参加し、この運動を育て実らせることが、わたくしたち市民の大きな課題でもあります。

明朗、積極、創造の 精神を育てよう

長崎国体は、単なるスポーツの祭典ではありません。崎島の姿を全国に誇示するとともに、県民みんなが、国体を契機に県民運動を大きくとりあげてはなやかに花咲かせ明朗、積極、創造の精神に満ちあふれた、新しい県民性を育てる機会にしたいものです

写真 八まちをきれいにする
婦人会

春季

全国火災予防運動

2 / 28 / 3 / 13

二月二十八日から三月十三日まで、春季全国火災予防運動がおこなわれます。

一月、三月は、一年中でも例年火災が多い月で、また大

火になりやすい季節です。

火の元はだいたいようぶです。か。タバコの火、コタツの火ふる場の火、ストーブの火そして子供の火遊びなど、ちょっとした油断で大火の原因になります。あとしまつは、念には念をいれ火災を未然に防止する心がまえをもちましよう。

農業委員会委員選挙人名簿を 縦覧します

縦覧します

ことしの一月一日現在で調

めください

製しました大村市農業委員会委員選挙人名簿を、つぎのと

▽縦覧の日時 二月二十三日から三月九日まで(午前八時三十分～午後五時)

なおことしは、七月に任期満了になる委員選挙が予定されておりますので、この際ぜひ名簿登録の有無をおたしか

▽縦覧場所 選挙管理委員会事務局 (市役所内)
縦覧期間中、名簿の抄本を各出張所にも備えつけます

引揚者に事業資金貸付

引揚者特別交付金国庫債券を持つておられる人を対象に つぎのとおり事業資金の借入申請を受付けますので、二月二十八日まで社会課へ申込みください。

▽条件 引揚者特別交付金国庫債券の記名者であつて事業資金を必要とする者

▽貸付限度額 一記名者について十五万円以内

▽貸付額 賦札九枚分の七十五パーセント

なお、借入申請が貸付できる金額の枠に達したときは締切ります。くわしいことは社会課へたずねください。

野犬の被害が続出

いらぬ犬は不要犬回収箱に

毎月十四日
が回収日

最近、野犬による被害届が
あちこちより出ております。
犬は、飼いはじめは「かわ
いいから」、「子供が好きた
から」と、軽い気持ちでおりま

すが、やがて大きくなり、仔
犬が生まれると、こんどは捨
ててしまいます。
野犬はこの捨てられて成長
した犬が大部分で、多くの被

害を与えてしまいます。
ひとたび犬が野犬化します
と、専門の捕獲員にもなかな
か捕まらず、対策のきめ手と
なるものは構じられない状態

不要犬がある場合は、毎月
十四日に、市役所、西大村出
張所および竹松出張所に設置
する不要犬の回収箱にかなら
ず捨ててください。

川や空地は

「ゴミすて場ではありません」

ゴミを川や空地などにすて
て、まちがきたなくよれて
います。写真のようなゴミす
て場でないところに、ゴミを
すてたところが市内にたくさ
んありますが、ひどいところ
では、道路がゴミすて場にな
っているところさえあります
わたしたちのまちをきれいに
住みよい環境にするためには
市民一人一人の心がけが大切
です。



また、もしも近所の川や空
地にゴミをすてている人があ
りましたら、おたがいに注意
しあい、ハエや伝染病のない
きれいで住みよいまちづくり
に、一層のご協力をおねがい
します。

写真 八道路まではみてたゴ
ミの山
生後60日〜90日の赤ちゃん
尿の検査をうけましょう
フエニールケトン尿症は
精神薄弱児の原因となる
赤ちゃんが「フエニールケ
トン尿症」という病気ににか
りますと、精神薄弱になるお
それがあります。
さいわい出生後六十日から
九十日までの尿をしらべて、
フエニールケトン尿症のおそ
れがあるときは、治療によつ
て病気をなおすことができます

にあります。

野犬をこれ以上増加させな
いために、犬の正しい飼い
方を、市民のみなさんにご協
力いただくほかに方法があり
ません。

飼犬はかならずつないで

放し飼いは条例で禁止
また、飼犬についても、
市の条例で、自己の占有地以
外の放し飼いが禁止されて
います。実情はこれが十分
守られておらないようです。

また、そのほかの家畜にし
ても、他人に迷惑をかけない
よう、正しい飼育をいたしま
しょう。

なかには、何回注意されて
も、その場かぎりの人が多く
見つけられます。飼犬は飼
い主の家ではおとなしくても

てんかん様のけいれん発作な
ど種々の症状がみられるが、
それ以前に尿に異状がみられ
る。そのまま放置すると数カ
月たないうちに子供は衰弱
し、知能がおくれる。出現率
は、一万五千人に一人と推定
され、非常にまれな病気であ
るが早くみつければ精薄を予
防することができる。

フエニールケトン尿症

フエニールケトン尿症とは
生れつき栄養物質の一種であ
るアミノ酸(フエニールアラ
ニン)が、体内でうまく処理
できないためにおこる病気で
毛髪の色が異状にうすい、皮
膚が早くみつければ精薄を予
防することができる。

なお、くわしいことは大村
保健所におたずねください。
市善意銀行の預託者
▽上小路住宅林篤子さんは亡
夫悦次さん▽水田二区峰せつ
子さんは亡夫峻さん▽下諏訪
松尾テルさんは亡夫喜久美さ
ん▽一の郷上野井キさんは三

男馨三さん▽池田平井ぎんさ
んは亡夫虎一さん▽諏訪中野
晴由さんは亡夫新八さんの忌
明にそれぞれ金一封寄附があ
りました。
また▽上久原梅本フミエさん
▽大村ユースクラブからもそ
れぞれ金一封寄附がしまし
た。

固定資産税課税台帳を縦覧

昭和四十四年度の固定資産（土地、家屋、償却資産）の価格と、課税標準額（土地のみ）を決定した固定資産税課税台帳を、つぎのとおりみなさんの縦覧に供します。関係者は縦覧してください。

国、県、市の

共同納税相談と申告

「事業や譲渡所得のある人はご利用を

十二年度）の価格を据置いた土地または家屋については、昨年中に地目交換、家屋の新

改築または損壊などの事情があつた場合を除いては、審査の申出をすることはできません。

▽日時 三月一日から三月二十日まで

▽場所 市役所課税課

なお、固定資産税課税台帳に登録された価格と、課税標準額に不服がある場合は、三月一日から三月三十一日までの間に、文書で審査の申出をすることができま

所得税、事業税、市民税の申告は、いずれも三月十五日までです。そこで、所得税の確定申告や、事業税、市民税の申告が一度ですむように国

なお、この相談は、昭和四十三年度の所得にかかると税金の申告についての相談です。ぜひこの機会を利用していただき、明るい納税ができるようご協力ください。

税務署だより

贈与税申告と納税

昭和四十三年中に、四十万円をこえる不動産、現金、預金などの贈与を受けた人や、前年と前々年に同じ人から二十万円以上の贈与を受けた人は、贈与税の申告をしなければなりません。

預貯金口座振替納税

第三期分の納税も、便利な預貯金口座振替納税制度を利用しましょう。

源泉所得税還付確定申告書は、一月から受付けておりますから早く提出して下さい

おしらせ

交通事故の巡回相談

県交通事故相談所では、二月の事故相談をつぎのとおりおこないます。相談には専門の相談員が応じますので、交通事故でおこまりの人は気軽にご相談ください。

日時 二月二十五日 午前
十時から午後三時まで
場所 市役所大会議室

育児学級を開設

竹松地区の育児学級を、つぎのとおり開催いたしますので多数ご参加ください。

▽対象者 昭和四十年八月一日から四十二年七月三十一日までに生まれた人

▽期日 二月二十七日 午後一時三十分～午後三時

▽講師 大村保健所長

▽内容 疾病の予防

柔道の昇段審査

▽期日 三月一日（土曜日）
午後一時三十分から

△場所

市立郡中学校体育館
▽審査 学科、実技、型の試験をおこないます
▽申込み 当日会場において受付ます

交通制限

津水橋の架換え工事のためつぎのとおり交通制限をします。
▽路線 貝津～大村線
▽期間 二月二十六日から四月三十日まで
▽制限 全面交通止 ただしバイクと歩行者は仮橋による迂回路で通行できます。

百日咳、ジフテリアの予防接種

▽接種対象者

①初回免疫者（才1期のもの）昭和43年6月1日から11月30日までに生まれた者およびこれ以前に生まれた者で、まだ初回免疫接種が完了していないもの。

②追加免疫者（才2期のもの）初回免疫接種が完了後、1年から1年半にいたる期間の者およびこの期間に接種ができなかつた者。

▽料金 無料

なお、脚気、しんぞう、じんぞう、呼吸器疾患および胸線淋巴体質の人は、接種する前に医師に相談してから接種してください。

▽日程 つぎのとおり。時間はいずれも午後2時から3時30分まで

接種場所	接種日		
	1回目	2回目	3回目
市役所	3月3日	3月24日	4月14日
市立病院 諏訪公民館	3月4日	3月25日	4月15日
竹松町公民館 萱瀬出張所	3月5日	3月26日	4月16日
松原出張所 田浦出張所	3月6日	2月27日	4月17日
鈴三浦出張所	3月7日	3月28日	4月18日

たばこ消費税は貴重な市の財源です。
たばこはぜひ市内の小売店で買いたしましょう。